鹿沼市火災予防条例の一部改正について

次のように改める。

令和5年11月21日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市火災予防条例の一部を改正する条例

鹿沼市火災予防条例(平成17年鹿沼市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項第2号中「若しくは」を「又は」に改め、同項第4号中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第18条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体に雨水等」に改める。 第20条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第20条第3項を次のよう改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第20条第4項中「第2項並びにこの条第1項」を「第18条の2第1項第4号」 に改める。 第76条第16号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第1厨房設備の部気体燃料の款の次に次のように加える。

固体	不燃	木炭を燃料	炭火焼	_	100	50	50	50
燃料	以外	とするもの	き器					
	不燃	木炭を燃料	炭火焼	_	80	30		30
		とするもの	き器					

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の鹿沼市火災予防条例(以下「新条例」という。)第20条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に規定するものを除く。以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は設置の工事がされている燃料電池発電設備等のうち、新条例第18条第1項第4号(新条例第13条第1項及び第3項、第18条第3項、第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第20 条第1項に規定する蓄電池設備(次項に規定するものを除く。)のうち、新条例第 20条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、な お従前の例による。
- 4 新条例第20条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同項の規定に適合しないものについては、同項の規定は、適用しない。